

論文

ミッド・テューダー期イングランド下院議員の選出様態

— 選挙区移動の数量的分析 —

仲丸英起

キーワード

ミッド・テューダー期 下院議員選挙 選挙区移動 数量的分析 時系列的变化

はじめに

テューダー王権による一連の宗教政策が、議會制定法という形式で遂行されていったのはよく知られている。一六世紀前半のイングランド王国は封建制的性格を色濃く残しており、常備軍や大規模な官僚機構が存在せず、徴税システムも依然として非効率的なものに留まっていた。それゆえ王権には、在地のジェントリを無給に近い治安判事等の官職に任命して権限を委託するほかに、国家統合および中央集権を進展させる手段が存在しなかった。^①議會を利用し

た政策の遂行とは、こうした状況を裏書きするものであったといえる。すなわち、少なくとも見かけ上は各地域の代表者の合意の下で制定された法による統治が実施されることで、これら地方為政者たちに対して王権による政策の正当性が担保されたのである。このような観点に立つと、相對的に脆弱な政治基盤しか保持していない体制の下で、国王・政府が短期間のうちに幾度も宗教政策を大きく変更せざるをえなくなったという偶発的な事態が、イングランドで「議會内の王権 (King in Parliament)」^②という觀念が強化される一つの契機となったのは疑いえない。以上の背

ミッド・テューダー期イングランド下院議員の選出様態(仲丸)

景に照らせば、イングランド議会史において前期テューダー朝期は明らかに画期を成しているといえるだろう。だが、エリザベス期・初期ステュアート朝期と比較すると、意外なほど同時代の議会を扱った研究は少ない。

二〇世紀半ばまで主流であったホイッグ史観においては、A・F・ポラードがテューダー朝議会の通史を著しているが、J・E・ニールとW・ノートステインがエリザベス期と初期ステュアート朝期に関してそれぞれ行った名高い研究に匹敵するような業績を、前期テューダー朝期について著した研究者はついで出現しなかった。^③その背景には、ピューリタン革命における議会と王権との対立の要因を過去に遡って探求しようとしたホイッグ史家たちが、国王が議会を利用して宗教政策を進展させていったようにみえるこの時代に対して、さほど関心を向けなかったという事情があると思われる。

その後、テューダー行政革命論を唱えてG・R・エルトンが登場し、一九七〇年代にいわゆる修正主義の潮流を生み出すと、ホイッグ史観の認識とは正反対に、国王に協力して政策を推進していった議会の政治的有用性がにわかに強調されるようになってゆく。^④特に注目が集まったのは、貴族院および貴族の役割であった。宗教改革議会以降のヘンリー八世期を考察したS・E・リームバークは、議事手続

と貴族院の重要性に喚起を促した。^⑤エドワード六世期とメアリ一世期を考察したM・A・R・グレイヴズは、遅くともミッド・テューダー期までは、下院より議事運営の効率性で勝っていた貴族院が議会における主導権を握っていたと主張した。^⑥またJ・ローチは、同時代における議席の創設が、下院議員たちの圧力によってではなく自らの政策を推進しようとする王権側の主導によって実施されたものであり、それは回状(Circular Letter)の送付などと同じく、政府にとって有用な人物を選出しようとした政府による選挙戦術の一環であったと主張した。^⑦

とはいえ、グレイヴズ、リームバーク、ローチらの書名に「議会」もしくは「貴族院」という語は含まれていても「下院」という語が見受けられないことからも了解されるように、修正主義においては貴族院との関係の中で下院が論じられることはあっても、同院それ自体が独立した分析の対象とされることはほとんどなかった。その発展を重視したホイッグ史観の打破が目指される中で、下院には相対的に従属的な地位しか宛てがわれなかったのである。もともと、下院についての考究が進捗しなかったのには、その議事録が一五四七年以降しか残存しておらず、一五二九年議会を例外として一五三九年以前の議員の公式の当選証書も失われているなど、史料上の問題も深く影響していた。^⑧

しかし、こうした研究状況は学術雑誌 *Parliamentary History* の別冊として A・ホークヤードの研究(『下院 一五〇九—一五五八年——成員・議事手続・慣例・変化』)が昨年(二〇一六年) 公刊されたことにより、大きな転換点を迎えた。¹³⁾ ホークヤードは、これまでの修正主義者による前期テューダー朝期議会の研究は、いずれも下院の検討に注力していないと批判する。¹⁴⁾ さらに、いかなる時代にも普遍的に適用可能な解釈を模索し、組織的反対派の存在や議員数調整のための選挙操作などを自身が研究対象とする時期以前に遡及的に見出そうとするような、ノートステイン、ニールらホイッグ史家から、エルトンら修正主義者に至るまでの伝統的な研究手法は、往々にして非現実的であると糾弾している。¹⁵⁾ そして著者は、自身が議会史財団によって発行されている選挙区・議員データベースシリーズである『議会史——下院 一五〇九—一五五八年』(以下『下院』)の共編者と研究助手を務めた経験を生かし、断片的にしか残されていない史料を徹底的に掘り起こし、これにもとづいて選挙、議員の性質、議事規則、議事手続、立法過程について詳細に事実を提示するという、きわめて実証的な手法で本書を叙述している。¹⁶⁾

同書の調査項目は多岐にわたっているが、ここでは後論との関係上、下院議員の選出という論点のみに絞ってその内容を簡潔に紹介しておきたい。ホークヤードは、王権側

の主導権を認める点においては、ローチと軌を一にしている。すなわち、議会招集への不満を抑制し、各選挙区に立候補者の居住要件を周知するとともに、議員の選択に影響を及ぼすことをその目的として、回状は国王名で各地に発送されていた。エドワード期以降は、枢密院および枢密顧問官も、組織もしくは個人の立場で書簡を発送し、選挙への干渉を試みていた。¹⁷⁾ さらに枢密院、ランカスタ公領やコーンウォール公領などの地方評議会、また貴族や地方の有力ジェントリによる議員の指名も行われ、時には当選証書が改ざんされることすらあった。¹⁸⁾ したがって政府を中心として選挙に影響を及ぼそうとする動きがあったのは確実であり、それはメアリ期における明確なプロテスタント議員の排除など、一定の成果を上げた。¹⁹⁾ ただしこうした選挙操作が常に成功したわけではなく、当該期間を通じて国王役人の数は下院議員全体の五分の一を超えることはなかった。²⁰⁾ また貴族が議会内で派閥を形成したのも事実であるが、こうした集団は何らかのイデオロギーによって統制されていたわけではなく、クライアントとの家系間の紐帯、また各地域における当該人物の影響力によって形成されたものであった。²¹⁾ さらに議員たちの間では、各選挙区が有する権威に対して一定の序列が形成されており、どの選挙区から選出されるかは彼らにとって重要な意義を有していた。²²⁾ 一

方で選挙区の側では、法律上義務づけられていた議員に対する日当の支払いを負担に感じており、特に中小の都市選挙区はその支払免除と引き替えに貴族やジェントリなどパトロンの指名権を認めたり、支払い義務が適用されない部外者を積極的に選出したりしていた¹⁹⁾。もつとも、とりわけ有力な都市の一部では、立法を通じて免税特権のような地域権益を確保するのみならず、インフラ整備などの都市改良を進めようとする動きも見られた²⁰⁾。

このように、個々の事項について史料にもとづく丹念な追跡を行っているホークヤードの調査結果は多分に説得的ではあるが、微細な事実に拘泥するあまり、大きな枠組みにおけるダイナミズムが、かえって見えにくくなっている嫌いがある。例えば、政府の宗教政策が大きく揺れ動く中で、議員たちは議席を維持しようとしたのか、もしそうであるとするればそれはどのような手段によってであったのか。さらに政府や有力者など外部権力による選挙干渉が行われたとして、各選挙区はそれによつてどのように対応し、結果としてこういった戦術はどの程度効果を発揮したのか。こうした問題は、同時代の王権や貴族院と下院との関係や国制における議会の位置、さらに王権による宗教政策の変更がこれ以降のイングランド議会政治に与えた影響などを考える上でも重要な課題であるが、こうした視点をホーク

ヤードが持ち合わせているようには思われない。

以上のような研究史上の問題点を踏まえ、本稿では当該期における下院議員の選出様態の全般的特徴を、彼らの選挙区移動という現象の検討を通じて、より動的に把握することを目指す。青木康および筆者のこれまでの研究は、一六世紀後半から一八世紀にかけてのイングランド下院議員が、いわゆる地方名望家論から受ける印象とは大きく異なり、選挙区にかなり頻繁に選挙区を移動していたこと、選挙区のタイプによつて選出される議員の性質や選挙区側の議員に対する期待にも相違があること、またこうした動きが生じる要因は各時代で様々に異なっていること、などを明らかにしてきた²¹⁾。本稿においても、筆者がエリザベス期・初期ステュアート朝期においてこれまでに用いてきた研究方法をミッド・テューダー期に適用し、議員の選出様態の網羅的な分析を試みる。これにより、宗教政策の大幅な変更という国家を揺るがしかねない重大な政治決定が行われてゆく場となった議会下院に、どのような人々が選出されていたのかを共時的・通時的に解明し、同時代における議会の実相を理解する一助としたい。

次章では本稿の分析手法を簡潔に述べ、第二章ではミッド・テューダー期全体を通じての動向を、第三章では同時代における時系列的変化の傾向を、それぞれ検討する。

第一章 分析の手法

本章では、本稿における分析の対象期間と方法を提示する。本稿で主要史料とするのは、前述した『下院』である。ただし、先ほども触れたように一五二九年議会を除き一五三九年までの議会については公式の当選証書がほとんど残存しておらず、また下院議事録も一五四二年以前は作成されていない。そのため、地方文書館などに残されている史料などを参照しても、一五〇九年から一五三九年までの議会においては当選者が特定できない選挙区が大半であり、一五四二年議会についても議員名が判明するのは全当選者中の六割以下に留まっている。(各議会の全議員数と特定されている議員数については、表1を参照。)このような史料の残存状況と、全議員の選出様態をできる限り網羅的に分析するという本稿の目的に照らし、以下では一五四五年から一五五八年の八議会を考察の対象に据える。

まず、これらの議会が開催された際の状況について、簡潔に整理しておく。一五四五年議会は、晩年のヘンリ八世が対スコットランド・フランス戦争の戦費に苦慮していた時期に、財源の確保を目的として招集された。一五四七年議会は、エドワード六世の即位とともにサマセット公爵エ

史苑 (第七八巻第一号)

(表1)前期テューダー朝期議会における総議員数と特定されている議員数・特定率

開催年	総議員数	特定されている議員数	特定率
1510年	293	53	18.1%
1512年	302	68	22.5%
1515年	302	61	20.2%
1523年	302	64	21.2%
1529年	310	308	99.4%
1536年	312	76	24.4%
1539年	312	144	46.2%
1542年	338	193	57.1%
1545年	349	263	75.4%
1547年	379	376	99.2%
1553年3月	379	306	80.7%
1553年10月	389	385	99.0%
1554年4月	392	387	98.7%
1554年11月	394	390	99.0%
1555年	392	370	94.4%
1558年	398	394	99.0%

HPT, Appendix IVおよびHawkyard, *The House of Commons*, Appendix 6により作成。

ドワード・シーモアが実権を握った時期に招集され、第二「礼拝統一法」をはじめ一連の急進的なプロテスタント化政策を推進していった。一五五三年三月議会は、既にエドワードが死の床にある中、サマセット公爵の後を襲って権力の座についたノーザンバランド公爵ジョン・ダドリがジェイン・グレイを女王に擁立すべく王位継承法の変更を目論んで招集したものであったが、この試みは議会の支

持を得られず失敗に終わっている。残りの五議會は、いずれもメアリ一世治世下となる。一五五三年一〇月議會は、エドワード死去後ノーザンブランド公爵の陰謀が失敗し、メアリが即位した三ヶ月後に召集されたものであり、エドワード期の宗教関連法を撤廃する「廃棄法」を成立させた。一五五四年四月議會は、メアリがスペイン王太子フェリペとの結婚を決め、これがきっかけとなって発生したトマス・ワイアトの反乱が鎮圧された二ヶ月後に召集されており、ローマ・カトリック教会への復帰を宣言しヘンリ八世期の宗教改革関連法を撤廃する「第二廃棄法」を成立させるとともに、「異端処罰法」を復活させた。さらにメアリによるプロテスタントの弾圧が開始された一五五五年、またイングランドがスペインとフランスとの戦争に巻き込まれてきた一五五八年には、いずれも特別税の認可を主要な目的として議會が召集されている。²⁸⁾

次に、これら八議會に選出されていた下院議員を分析するにあたり、『下院』から抽出して検討をおこなう基本的な指標について見ておきたい。一人の議員が生涯の間にどれほどの数の選挙区から選出されていたのかを明らかにするために生涯選出区数を、議員の移動範囲を知るために州内率を、議員と選挙区との関係の深さを検証するために地元率を、議席の安定度を調べるために空白率を、特定の選

挙区内部での議員の影響力を測定するために当該選挙区占有率を、議員の議席定着度を測定するために生涯当選回数を算出する。ただし、前述した史料上の問題のため、一五四五年以降に選出されている議員が一五四二年以前に選出されていたとしても、『下院』にはそうした情報が反映されておらず、生涯選出区数・州内率・当該選挙区占有率・生涯当選回数については、実際より低い数値が算出されてしまう可能性が高い。もちろん、個々の議員について一五四二年以前の経歴が判明している場合には算出対象に加えたが、いずれにしても特に一五四五年・一五四七年議会については実際より数値が高ぶれている点に留意する必要がある。また議員が保有する所領が不明で地元議員かどうか判別できない場合、史料の欠落により議員歴の空白の有無が判別できない場合などは、それらの項目についてのみ、その議員を計算対象から除外した。²⁹⁾以上の操作を行った結果、本稿で分析対象となる議員は延べ人数で二八七名となった。

続く第二章と第三章では、以上のような議員の個別データを、類型化した選挙区と関連づけることにより、議員と選挙区との関係の考察を試みる。その際の選挙区分類は、筆者のこれまでの基準に準拠し、州選挙区・大都市選挙区・中都市選挙区・小都市選挙区・ウェールズ選挙区とする。³⁰⁾

このうちイングランドの都市選挙区は、一七世紀初頭における各都市の概算人口に各地域における政治的・経済的重要性などを加味して分類しており、一六世紀半ばの状態とは差異が生じている可能性がある。また小都市選挙区に分類される選挙区は、その多数が当該期間以降に創設されたものであり、議員数の面においてややバランスを欠く。しかし大枠においてはさほど大きな異同はないこと、またエリザベス期以降との比較をする上でも各選挙区タイプに含まれる都市が同一の方が好ましいと思われること、他に客観性のある分類基準の設定が困難であることなどから、本稿でもこれまでの都市選挙区分類を踏襲することとする。

第二章 全般的傾向

本章では、当該期間全体を通じた傾向について、前章で提示した指標にもとづきその特徴を明らかにしてゆく。(表2)は、選挙区タイプごとにそれぞれの生涯選出区数の議員が何名存在したかを回数別に整理し、複数回当選者の平均と全体の平均を算出したものである。(グラフ1)は全体の数値を円グラフで視覚化したものである。(表3)は、選挙区タイプごとの州内率・地元率・空白率・当該選挙区占有率・生涯当選回数平均を示したものである。また、

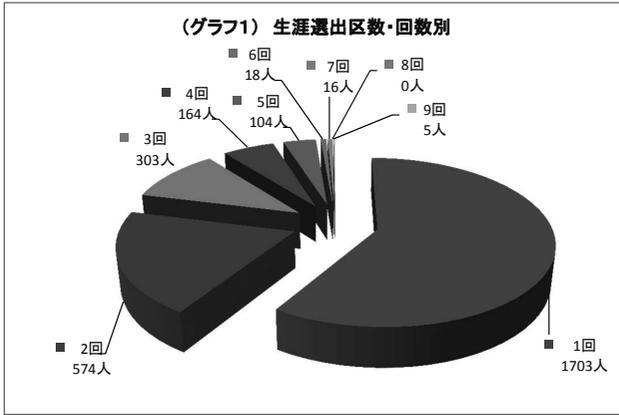
比較のためにエリザベス期における数値を、(表4)、(表5)として挙げておく。

各指標の動向

まず(表2)の生涯選出区数の数値に着目してみると、複数回当選者全体の平均は二・〇八、全体の平均は一・八〇となっている。すなわち、生涯に二度以上当選した議員は平均して二つ以上の選挙区から選出されており、議員全体でも複数の選挙区から選出された議員が多数存在したことを示している。したがって、エリザベス期の二・二四、一・八八よりはやや低めの数値ながら、ミッド・テューダー期においても議員の選挙区移動は一般的な現象であったといえる。次に選挙区タイプ別の差異に着目すると、複数回当選者では数値の低い方から順にウェールズ選挙区(一・六〇)、大都市選挙区(一・七七)、州選挙区(二・八九)、中都市選挙区(二・二六)、小都市選挙区(二・四一)となっている。この序列は(表3)のエリザベス期と同様であり、都市選挙区においては都市の規模が小さくなるほど選挙区を移動しやすい議員が選出される傾向にあったことが読み取れる。しかし、ここで注目すべきは州選挙区の数値の低さである。エリザベス期において複数回当選者の州選挙区の数値(二・一七)は中都市選挙区(二・

(表2) 選挙区タイプ別生涯選出区数・平均(ミッド・テューダー期)

	生涯選出区数・回数別									合計	区数1の内当選回数				複数回当選者の内				全議員	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9		回数	回数	生涯選出回数	計算回数	平均	生涯選出回数	計算回数	平均		
																			1回	複数
州	348	141	54	25	6	6	5	0	0	585	125	223	868	460	1.89	993	585	1.70		
大都市	379	65	40	21	19	3	1	0	0	528	134	245	699	394	1.77	833	528	1.58		
中都市	505	187	102	70	40	3	5	0	4	916	250	255	1503	666	2.26	1753	916	1.91		
小都市	330	152	89	47	35	6	5	0	1	665	185	145	1154	479	2.41	1339	664	2.02		
ウェールズ	141	29	18	1	4	0	0	0	0	193	54	87	223	139	1.60	277	193	1.44		
総計	1703	574	303	164	104	18	16	0	5	2887	748	955	4447	2138	2.08	5195	2886	1.80		



ミッド・テューダー期イングランド下院議員の選出様態(仲丸)

一九)や小都市選挙区(二・三四)に近く、全体平均では中都市選挙区を上回っていた(州選挙区は一・九五、中都市選挙区は一・九一)のに対し、ミッド・テューダー期ではむしろ大都市選挙区に近く、そのため選挙区タイプごとの差が明確になっている。前述したように、史料の欠落のためミッド・テューダー期の数値は実際よりも低くなっている可能性があるが、この点を考慮してもエリザベス期と比較した場合の州選挙区の低さは際立っている。当該期間においては、中都市選挙区や小都市選挙区選出議員とは対照的に、州選挙区選出議員は大都市選挙区選出議員と並んで選挙区を移動しにくかったといえるだろう。またウェールズ選挙区の数値の低さは、イングランドと比べて同地域では選挙区を移動する議員が少数であった状況を示している。

以下、生涯選出区数以外の指標の検討に移ろう。州内率の全体平均は七一・一%であり、選挙区タイプ別では数値の高い方から順にウェールズ選挙区(八四・二%)、大都市選挙区(七八・四%)、州選挙区(七五・八%)、中都市選挙区(六八・四%)、小都市選挙区(六〇・六%)となっている。ここでもこの序列はエリザベス期と同様である。また生涯選出区数と

(表3) 選挙区タイプ別州内率・地元率・空白率・当該選挙区占有率・生涯当選回数(ミッド・テューダー期)

	州内率	地元率	空白率			当該選挙区占有率	生涯当選回数
			州内議員	州外議員	全体		
州	75.8%	92.1%	79.0%	80.0%	79.3%	73.2%	3.75
大都市	78.4%	86.6%	72.8%	78.7%	74.1%	75.5%	3.38
中都市	68.4%	62.4%	66.7%	84.0%	72.2%	59.3%	3.38
小都市	80.8%	44.1%	61.8%	82.7%	70.2%	51.8%	3.12
ウェールズ	84.2%	91.7%	74.1%	63.6%	72.4%	71.0%	2.99
総計	71.1%	70.6%	70.4%	81.4%	73.6%	64.6%	3.37

選出の議員は遠距離を移動しにくく、小都市選挙区の議員は遠距離を移動しやすかったことが分かる。

地元率の全体平均は七〇・六％であり、選挙区タイプ別の数値は州選挙区(九二・一％)、ウェールズ選挙区(九一・七％)、大都市選挙区(八六・六％)、中都市選挙区(六二・四％)、小都市選挙区(四四・一％)の順で低くなってきている。地元率は他の指標と異なり史料欠落の影響をほとんど受けないので、この数値はほぼ実

同じく実際の数値はこれより低い可能性があるが、その点を加味してもエリザベス期と比較して州選挙区と大都市選挙区の数値は高く、小都市選挙区の数値は低くなっている。したがって、ミッド・テューダー期ではエリザベス期と比べ州選挙区および大都市選挙区

史苑 (第七八巻第一号)

(表4) 選挙区タイプ別生涯選出区数・平均(エリザベス期)

	生涯選出区数・回数別									合計	区数1の内当選回数				複数回当選者の内				全議員	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9		1回	複数	生涯選出回数	計算回数	平均	生涯選出回数	計算回数	平均		
																			回数	回数
州	628	373	181	78	48	9	3	3	1	1324	255	373	2322	1069	2.17	2577	1324	1.95		
大都市	822	217	114	56	15	8	5	3	0	1240	261	561	1743	979	1.78	2004	1240	1.62		
中都市	1254	640	264	158	56	38	11	11	2	2434	578	676	4071	1856	2.19	4649	2434	1.91		
小都市	1137	704	291	174	78	44	11	7	1	2447	614	523	4296	1833	2.34	4910	2447	2.01		
ウェールズ	259	109	29	9	2	1	0	0	0	409	112	147	504	297	1.70	616	409	1.51		
総計	4100	2043	879	475	199	100	30	24	4	7854	1820	2280	12936	6034	2.14	14756	7854	1.88		

(表5) 選挙区タイプ別州内率・地元率・空白率・当該選挙区占有率・生涯当選回数(エリザベス期)

	州内率	地元率	空白率			当該選挙区占有率	生涯当選回数
			州内議員	州外議員	全体		
州	71.6%	95.9%	59.6%	69.1%	62.3%	64.1%	4.04
大都市	72.7%	87.3%	37.4%	53.2%	41.7%	74.5%	3.52
中都市	67.0%	61.7%	40.3%	52.0%	44.2%	62.5%	3.49
小都市	64.5%	48.4%	40.6%	59.0%	47.1%	56.1%	3.30
ウェールズ	74.7%	75.0%	58.1%	56.0%	57.6%	73.4%	3.42
総計	68.4%	68.1%	44.4%	57.4%	48.5%	63.4%	3.52

態を反映したものである。イングラド内選挙区の数値については、エリザベス期との間に大きな差異は見られない。ウェールズ選挙区のみエリザベス期より一〇％以上高くなっており、議席が創設されてまもないウェールズでは、部外者はきわめて選出されにくかった状況が読み取れる。

空白率の全体平均は七三・六％となっており、四人の内三人が議員歴において当選できない選挙があったことになる。選挙区タイプ別では

ミッド・テューダー期イングランド下院議員の選出様態(仲丸)

数値の高い方から州選挙区(七九・三%)、大都市選挙区(七四・一%)、ウェールズ選挙区(七二・四%)、中都市選挙区(七二・二%)、小都市選挙区(七〇・二%)となっている。実際にはこれよりもさらに高い可能性を踏まえるとして、エリザベス期と比較して数値が全体的にかなり高くなっていくといえる。また最高の州選挙区から最低の小都市選挙区までも、その差は九%程度しかなく、選挙区タイプ別の差はさほど見受けられない。これは最低の大都市選挙区(四一・七%)から最高の州選挙区(六一・三%)まで二〇%程度もあるエリザベス期とは、明らかに異なる傾向を示している。つまり、ミッド・テューダー期においては、いずれの選挙区タイプにおいても議席の継続的な維持が非常に困難であったということになる。

当該選挙区占有率の全体平均は六四・六%であり、選挙区タイプ別に見ると数値の高い方から大都市選挙区(七五・五%)、州選挙区(七三・二%)、ウェールズ選挙区(七一・六%)、中都市選挙区(五九・三%)、小都市選挙区(五一・六%)となっている。エリザベス期と比べると、イングランド選挙区内での序列に変化はないが、州選挙区が高く、小都市選挙区は低くなっている。これは、エリザベス期より州選挙区への定着度が高く、小都市選挙区への定着度が低かったことを示している。

最後に生涯当選回数全体の平均は三・三七、選挙区タイプ別では数値の高い順に州選挙区(三・七五)、大都市選挙区と中都市選挙区(三・三八)、小都市選挙区(三・一二)、ウェールズ選挙区(二・九九)となっている。すなわち、州選挙区選出議員は都市選挙区選出議員より生涯に渡って当選を重ねる確率が高かったことを示している。この序列はエリザベス期と同じであるが、空白率と同じように最高の州選挙区と最低のウェールズ選挙区との差は〇・七六と、一以内に収まっており、選挙区タイプ別の差はそれほど開いていない。またこの指標も実際より低く算出されている可能性を踏まえると、エリザベス期より一議員あたりの当選回数は多かったといえる。

議員の類型

以上を総合すると、選挙区タイプ別に選出されている議員について一定の傾向を把握できる。まず州選挙区選出議員は、生涯選出区数が低く、州内率・地元率・当該選挙区占有率が他選挙区タイプと比べて高いことから、地元的人物が多数を占め州選挙区から移動せずに当選を重ねており、さほど遠距離の選挙区移動もしないという動向を見せている。また生涯当選回数も多いものの、空白率が八〇%近くに達していることから、大半の議員が生涯を通じて何

度も当選していると同時に、当選できない選挙も経験していたことになる。こうした傾向はエリザベス期と共通する部分もあるが、ミッド・テューダー期の方がより州選挙区への定着度が高く、州選挙区での当選が叶わない場合でも、中小の都市選挙区へ移動しての議席の確保という行動が、エリザベス期ほど頻繁には見られなかったという点に違いが見出せる。こうした一連の事実からは、都市選挙区選出議員より権威が高く潜在的な競争になりやすかった州選挙区選出議員の座は、州内に確固たる地位を築いたジェントリ家系であれば保持できる可能性もあつたが、同時代の政治的ないし宗教的変動のためにそれが困難な場合が多かつたこと、また小都市選挙区に区分される選挙区が創設されている上で外部の有力者のパトロネジ下にある選挙区が相対的に少なかったこと、もしくは両者の紐帯が十分に確立されていなかったことなどが推測される。

次に大都市選挙区選出議員は、州選挙区選出議員以上に生涯選出区数が低く、州内率および当該選挙区占有率が高くなつており、州選挙区選出議員にもまして同一選挙区から移動しにくかつたことになる。また地元率も九割近くに達しており、ほとんどが地元の人物であつたといえる。一方で空白率はエリザベス期と比べはるかに高く、生涯当選回数はさほど多くなつていないので、ミッド・テューダー

期においては大都市選挙区で連続して議席を保持するのかなり困難であつたと推測できる。近年坂巻清も指摘しているように、こうした選挙区で選出されるのはほとんどがカンパニの役職者など都市有力者層であつたため、何らかの原因で彼ら寡頭支配者間に争いが生じ当選が困難になつた場合でも、当選を確保するために他の中小都市選挙区に移動する事例は州選挙区選出議員以上に少なく、これが生涯当選回数²⁷の少なさにつながっているものと思われる。

中都市選挙区および小都市選挙区では、生涯選出区数が高く、州内率・地元率・当該選挙区占有率は低いことから、エリザベス期とほぼ同様に、遠距離の選挙区を頻繁に移動する、地元出身ではない議員が選出されていたことになる。ただし、エリザベス期と比べて中都市選挙区と小都市選挙区の数値の開きは全般的に大きくなつていく。これが示しているのはエリザベス期に入つて中都市選挙区に対するパトロンの介入が強まり、これらの都市の自律性が低下していった可能性である。また、空白率はいずれも七〇%を超えており、エリザベス期と比べかなり高い数値となつている。これらの選挙区では、王権が選出しようとしたロンドン在住の法律家や宮廷人、もしくは貴族などとの紐帯を有する中小ジェントリが選出される場合が多く、選挙区との結び付きの弱い彼らの議席は一般的に不安定であつたが、

ミッド・テューダー期イングランド下院議員の選出様態(仲丸)

この空白率の高さからするとエリザベス期以上に議席の維持は困難であったと推定される。

最後にウェールズ選挙区選出議員は、生涯選出区数が非常に低く、州内率・地元率・当該選挙区占有率がいずれも非常に高くなっており、ほとんどが選挙区を移動しない地元の出身者であったことになる。こうした傾向はほぼエリザベス期と同様であるが、地元率はミッド・テューダー期の方が一〇%以上高いことから、創設当初におけるウェールズ選挙区は、ほぼ地元出身者のみが選出される閉鎖的な性格を有していたことがうかがえる。

本章では、一五四五年から一五五八年の間に選出された議員の各指標についての平均値における選挙区タイプ別の差違に着目し、選出された議員の全体的な特徴について概観してきた。これらの結果を総合すると、基本的には州選挙区での議席の獲得を目指すも、その潜在的競争の激しさによりしばしば議員歴に空白を生じさせてしまう州選挙区挑戦者型、大都市内部で政治的基盤を固め当選を繰り返す大都市有力者型、パトロンとのコネクションを頼りに中小の都市選挙区を渡り歩くパトロン従属型、というエリザベス期に認められた下院議員の三類型は、ミッド・テューダー期にも適用可能であると思われる。だが、ここまでの議論

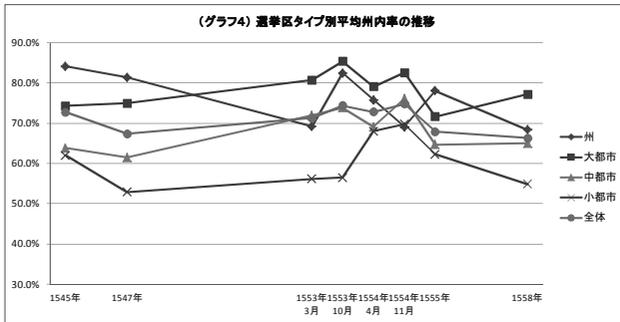
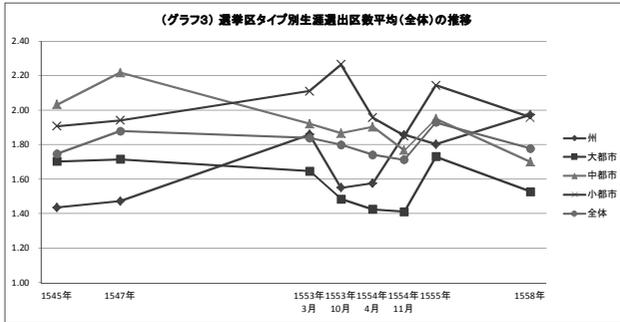
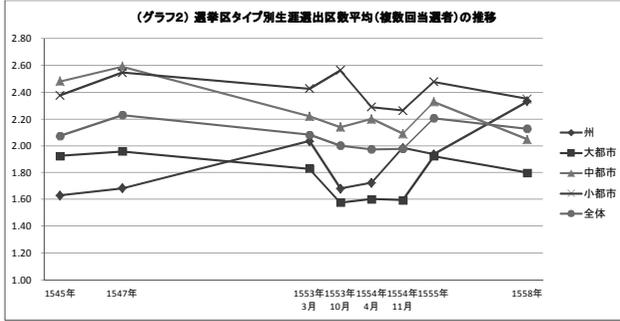
は当該期を一体のものとして分析を加えたものであり、この期間中にどのような変化が生じ、またそれがどのような要因によるものであったのかという点については未だ判然としていない。第一章で述べたように、当該期の王権の政策は大きく変動しており、これが各選挙区における議員の選出に影響を与えたことは十分に考えられる。この点について究明するために、本章では選挙ごとの数値の変化を分析することで、その具体像に迫ってゆくことにしたい。

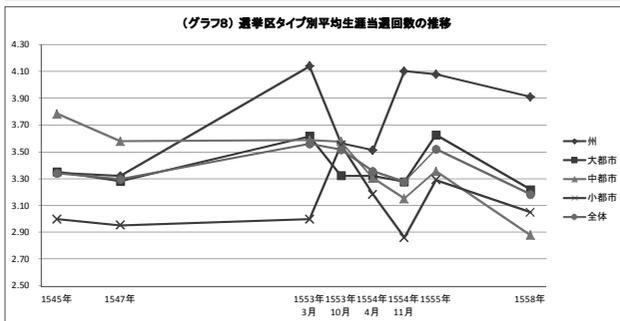
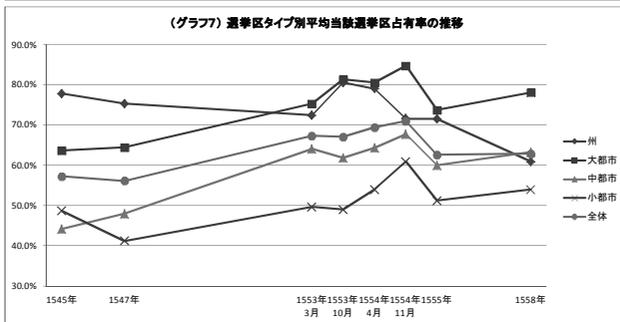
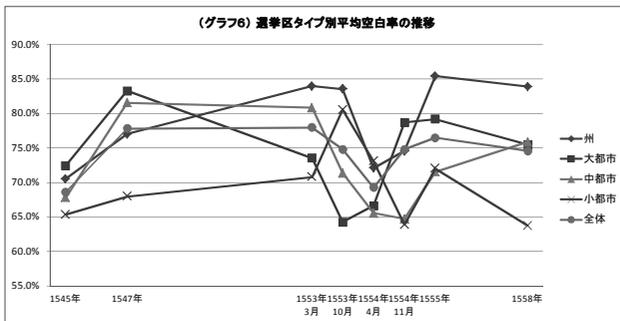
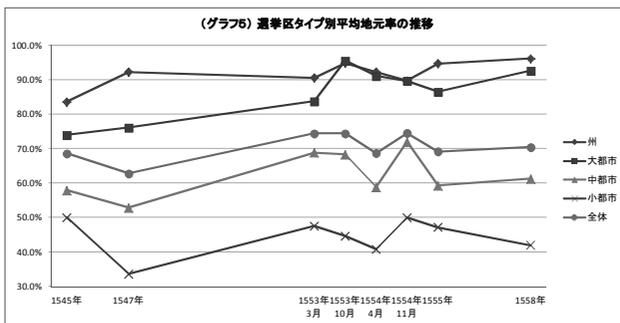
第三章 時系列的变化

本章では、イングランド内における各選挙区タイプの生涯選出区数・州内率・地元率・空白率・当該選挙区占有率・生涯当選回数⁽²⁸⁾の平均値に着目し、選挙ごとの時系列的变化について検討する。なお、ウェールズ選挙区については事例数が少なく、わずかな変化でも数値が大きく変動してしまうため、ここでは除外した。(グラフ2)から(グラフ8)は、それぞれの指標の変化を示したものである。

全期間を通じての各選挙区タイプ間の関係

まず選挙区タイプ相互の全般的な関係を概観してみよう。全期間を通じて選挙区タイプ間の序列がほぼ維持され





ているのは、地元率である。一五五三年一〇月の選挙以降、州選挙区と大都市選挙区の数値が接近しているが、中都市選挙区や小都市選挙区との差は明白である。つまり州選挙区と大都市選挙区は当該期間を通じて七割以上の割合で地元の人物が選出され、その割合がさらに高まっていったのに対し、中小の都市選挙区は外部の人物が常に選出されやすい状態にあったことになる。また都市選挙区内で序列がほぼ維持されているのは、生涯選出区数、州内率と当該選挙区占有率である。生涯選出区数は、一五四五年と一五四七年の選挙で中都市選挙区の数値が小都市選挙区より高くなっているほかは、都市の規模が大きいほど数値の小さい状況が持続しており、大都市選挙区選出議員は移動しにくく、中・小の都市選挙区選出議員は移動しやすい傾向が確認される。州内率でも、一五五四年四月の選挙で小都市選挙区の数値が急上昇して中都市選挙区に接近しているものの、基本的に都市の規模に序列が対応しており、大都市選挙区選出議員は遠距離を移動しにくく、中・小の都市選挙区選出議員は遠距離を移動しやすい状態が続いていた。さらに当該選挙区占有率でも、やはり大都市選挙区と中・小都市選挙区との間には常に一定の差が見られ、都市の規模が小さくなるほどその選挙区に定着しない議員が多くなる状態が継続していた。都市選挙区のこのような動向

とは異なり、州選挙区の数値はこれらの指標において平均値の増減とは異なる変化を見せている場合が多く、独自の変動要因が存在していたと推定される。その一方で、空白率と生涯当選回数においては、都市選挙区内に限っても明確な序列を見出すのは難しい。空白率においては、一五五三年三月から一五五四年四月の選挙にかけて大都市選挙区の数値が急減し、また一五五三年一〇月の選挙以降は小都市選挙区が他選挙区タイプとは異なる変動をしている選挙が複数回見受けられる。したがって、この期間に安定して議席を維持できる議員とできない議員が、それぞれ選挙区を移動している可能性が考えられる。また生涯当選回数においては、一五五三年一〇月と一五五四年一月の選挙で小都市選挙区と州選挙区はほぼ正反対に数値が増減している。ここでも、生涯を通じて当選を重ねられる議員と重ねられない議員の選出された選挙区が、大きく変化していると推定される。

以上の結果から、エドワード期からメアリ期に入った時点で選出される議員の性質に明らかに変化が生じ、これに伴って選挙区移動の頻度や距離に大きな影響があったのではないかという推測が成り立つ。以下では、一五四五年の選挙については実際に直近の選挙で当選していても史料の欠落のため各指標の数値に反映されていない議員が

特に多く、データの信頼度がやや低いという点を踏まえ、一五四七年以降の選挙ごとの数値の変化についてさらに詳しく検討してみたい。

一五四七年—一五五三年三月

まずエドワード期の一五四七年の選挙から一五五三年三月の選挙にかけての変化を見てみよう。生涯選出区数において、州選挙区は数値が明確に上昇しているが、小都市選挙区の数値では全体平均が上昇しているのに対し、複数回当選者内平均は下降している。これは小都市選挙区で生涯に一度のみ当選した議員が減少したことを意味している。州内率は、州選挙区の数値が下降している。地元率は全体的に上昇しているが、州選挙区は横ばいである。空白率は大都市選挙区で大幅に下降している。当該選挙区占有率は全体的に上昇しているが、州選挙区はやや下降している。生涯当選回数、州選挙区のみ大幅に上昇し、他は横ばいである。したがって、一五五三年三月の選挙では、多少遠距離を移動しても議席を確保しようとする議員が州選挙区で増加したと考えられる。また大都市選挙区では、議員歴にあまり空白を作らない人物による議席の寡占化が進んだと思われる。こうした傾向は、プロテストメント政策が継続していた状況で、中央からの選挙干渉が行われず、地方

側の論理のみで議員が選出されていた状況を示唆しているのではないだろうか。

一五五三年三月—一五五三年一〇月

次に、一五五三年三月からメアリ期最初の選挙となる同年一〇月の選挙にかけての変化を検討してみよう。生涯選出区数は、州選挙区の数値が大幅に下降、大都市選挙区でも下降しているのに対し、小都市選挙区では上昇している。州内率は、州選挙区の数値が大幅に上昇、大都市選挙区も上昇しているが、中都市選挙区、小都市選挙区は横ばいである。地元率は、大都市選挙区で上昇し、州選挙区でもやや上昇、中都市選挙区と小都市選挙区ではやや下降している。空白率は、大都市選挙区、中都市選挙区で大きく下降しているのに対し、小都市選挙区では大きく上昇している。州選挙区では横ばいとなっている。当該選挙区占有率は、州選挙区と大都市選挙区でやや上昇しているが、中都市選挙区と小都市選挙区では若干下降している。生涯当選回数は、州選挙区で大きく下降、大都市選挙区でも下降しているのに対し、小都市選挙区では大きく上昇している。以上から、州選挙区でのみ少数回当選し、他の選挙区へ移動しなかった議員が増加した一方で、それまで州選挙区で選出されていた議員の一部が小都市選挙区に流入したのではない

かという推測が成り立つ。また大都市選挙区の寡占化傾向に、一層拍車がかかっているように見える。以上から、メアリの即位に伴うカトリック政策への転換は、議員の選出にかなりの影響を及ぼしたことが読み取れる。すなわち、州選挙区で女王寄りの議員が選出された結果、そこから追いついてられて議席を失ったり、都市選挙区へ移動せざるをえなくなったりした人々が数多く存在したのではないだろうか。また、大都市選挙区では居住要件厳格化の影響が表れているのかもしれない。

一五五三年一〇月—一五五四年四月

続いて一五五三年一〇月から一五五四年四月の選挙にかけての変化に移ろう。生涯選出区数は、小都市選挙区で大幅に下降している。州内率は、州選挙区と大都市選挙区で下降しているのに対し、小都市選挙区では上昇している。地元率は全体的に下降している。空白率は、大都市選挙区以外で大きく下降している。当該選挙区占有率は、中都市選挙区と小都市選挙区で上昇している。生涯当選回数はいずれも下降しているが、特に小都市選挙区では大きく下降している。こうした結果から、小都市選挙区で選出される議員が一部入れ替わっているものの、全体的には議席の安定度が高まり、前回の選挙から継続して選出された議員が

多数存在したことが読み取れる。これは、前回選挙で当選した政府寄りの人々が、引き続き州選挙区で議席を保持し、中都市選挙区ないし小都市選挙区に移動した人々も同一選挙区に留まっているという情勢を表しているのではないだろうか。

一五五四年四月—一五五四年一月

さらに一五五四年四月から同年一月の変化を見てみよう。生涯選出区数は、州選挙区で大幅に上昇しているのに対し、都市選挙区はいずれもやや下降するか横ばいとなっている。州内率は州選挙区で下降し、都市選挙区はいずれもやや上昇するか横ばいとなっている。地元率は中都市選挙区と小都市選挙区で上昇しているが、州選挙区、大都市選挙区ではやや下降している。空白率は大都市選挙区で大きく上昇し、州選挙区でも上昇しているが、小都市選挙区で大きく下降している。当該選挙区占有率はいずれの都市選挙区でも上昇しているが、州選挙区では下降している。生涯当選回数は、州選挙区で大きく上昇しているが、都市選挙区はいずれも横ばいかやや下降している。こうした動向が示しているのは、一五五三年三月の選挙では州選挙区から選出されていたものの、同年一〇月と翌年四月の選挙では州選挙区で当選を果たせず小都市選挙区で議席を確保

した人物が、再び州選挙区で選出される事例が多かったのではないかとことである。また大都市選挙区でも、当該選挙区からかつて選出され、一度議席を失った議員が、再び当選を果たした事例が増加した可能性がある。他方で中都市選挙区と小都市選挙区では、地元の同一選挙区から少数回のみ当選した議員が増加しているように思われる。よって、前二回の選挙に政府の意向が強くなり働いていたとすれば、この時の選挙ではその影響力が低下し、メアリ即位以前から地方における地位を築いていた人物が再びその地位を回復した、あるいはエリザベス期以降にも引き続き議席を保持してゆく人物が選出されたのではないかと思われる。いずれにしても、この時の選挙で大幅に議員が入れ替わったのは間違いない。

一五五四年一月―一五五五年

一五五四年一月から一五五五年の変化に移ろう。生涯選出区数は、都市選挙区で上昇が見られ、特に大都市選挙区と小都市選挙区は大きく上昇しているが、州選挙区はやや下降している。州内率は、都市選挙区ではいずれも下降しているが、州選挙区では上昇している。地元率も、都市選挙区ではいずれも下降し、州選挙区ではやや上昇している。空白率は、州選挙区と中都市選挙区および小都市選挙

区でいずれも大きく上昇している。当該選挙区占有率は、都市選挙区ではいずれも下降しているが、州選挙区では横ばいである。生涯当選回数数は、都市選挙区でいずれも上昇しているが、州選挙区はやはり横ばいである。以上から、州選挙区では前回の選挙と同様の状態が持続しているのに対し、都市選挙区では議員の流動性が高まっていることが確認できる。特に大都市選挙区で選挙区移動を経験した議員が増加しているのは、注目に値する。

一五五五年―一五五八年

最後に一五五五年から一五五八年にかけての変化を検討しておこう。生涯選出区数は、都市選挙区ではいずれも下降しているのに対し、州選挙区では上昇している。州内率は州選挙区と小都市選挙区でやや下降し、大都市選挙区でやや上昇している。地元率には目立った変化は見られない。空白率は、小都市選挙区で大きく下降している。当該選挙区占有率は、州選挙区で下降し、いずれの都市選挙区でもわずかに上昇している。生涯当選回数は、全体的に若干下降している。それゆえ、州選挙区と小都市選挙区との間で議員の行き来があったと推測されるほかは、さほど大きな動きは見られず、この二選挙区では議員の入れ替わりはあまり無かったと見なすのが妥当であろう。

以上の検討から、メアリ即位直後二回の選挙では、それ以外の選挙とは異質な議員が州選挙区や大都市選挙区から選出される事例が増加した事実が読み取れる。この点において、国王・政府による選挙干渉は一定の効果をもたらしたといえるだろう。しかしメアリ即位から約一年が経過した三回目の選挙からは、ヘンリー期・エドワード期の議員もしくは新たな議員が数多く選出されている可能性が高い。今回の調査のみではその理由は判然としないが、回状や枢密院からの書簡が引き続き發送され続けていた事実を踏まえると、選挙区側の受け止め方が変化したと考えるべきだろう。その背景として、女王の宗教・外交政策に対する地方の反応は十分に視野に入れる必要がある。

また中都市選挙区と小都市選挙区では、居住要件の厳格化にもかかわらず、エリザベス期と同じく選挙区を渡り歩く部外者が選出されやすい傾向が続いていた。王権側が影響を及ぼしやすくなった選挙区から、宮廷人や国王役人などが選出されていたのは間違いない。だがこうした選挙区の数値は州選挙区や大都市選挙区の数値と連動している場合が多く、後二者の動向と関係が強かったことも明白である。州選挙区で議席を確保できなかった有力ジェントリ、また場合によっては大都市選挙区で議席を確保できなかった

た都市の有力者層が、様々なパトロネジを利用して中都市選挙区や小都市選挙区に議席を求めるといふ現象は、エリザベス治世期を待たず、既に見られるようになっていたのである。

おわりに

本稿の議論を整理してみよう。第二章で見たように、今回検討対象とした八議会全体を通じた選挙区タイプ別の各指標の分析からは、州選挙区挑戦者型・大都市有力者型・パトロン従属型、というエリザベス期に認められた下院議員の三類型を、ミッド・テューダー期にも基本的に認めることができる。ただしパトロン従属型の議員が主として選出され、また州選挙区挑戦者型の議員が州選挙区での議席を確保できなかった際に選出される傾向にある小都市選挙区は、まさに創設が進められている最中であり、その分だけ議員の選挙区移動は活発化していなかったと推測される。

とはいえ、選挙区タイプを横断する移動が全く見られなかったわけではない。第三章で検討したように、各指標の時系列的変化の分析からは、メアリ期最初の議会と三回目の議会で、大幅な議員の交替とそれに伴う選挙区移動が確

ミッド・テューダー期イングランド下院議員の選出様態(仲九)

認められた。これはエリザベス期のように選挙区内部の事情ではなく、王権による干渉という外部要因によって生じた可能性の高い動向であり、そのため州選挙区のみならず大都市選挙区でも見受けられる現象になっていると思われる。いずれにしても、中小の都市選挙区がある種のバッファ(緩衝地)として利用されるという傾向は、ミッド・テューダー期から存在していたといえよう。

以上の知見は、修正主義の文脈においてなされてきたような、王権・貴族との関係のみで下院を把握するという理解を見直す必要性を示している。少なくとも選挙の段階においては、自発的に議席を求める議員が相当数存在していたのは確実である。こうした議員の動きを、ホークヤードが指摘しているようなイデオロギーとは関わりが無い貴族のパトロネジ・ネットワーク、日当の支払いなどに関する選挙区側の事情などといった、外形的要因に還元できる部分はあるだろう。また、議員たちの立候補の動機の一つとして、地域社会において議員という地位がもたらす名誉や地域に関わる権益の確保を挙げることでもできるだろう。しかし、急進のプロテスタント政策を推進していたエドワード期からカトリックへの復帰が目指されたメアリ期にかけて議員の選出様態に大きな変動が生じたという事実は、女王の政策に対する議員・選挙区の政治的立場も同時代の選

挙に強い影響を与えていた可能性を示唆している。例えば、ニコラス・アーノルド、トマス・カワードン、ウィリアム・セシル、ヘンリ・チヴァトンといった、プロテスタント寄りでありメアリの即位に難色を示していた人々は、いずれもエドワード期最後の議会で保持していた州議席をメアリ期の第一・第二議会では獲得できなかった。彼らが州議席で再び選出されるのは、メアリによるプロテスタントの迫害が開始された一五五五年一〇月の議会であった。²⁰ こうした事例は、個々人の政治的・宗教的姿勢、ないし国王・政府が有していた権威が、議員の選出において相対的に大きな要因であった状況を物語っているといえる。したがって、ホークヤードが社会・経済的側面で実証した議員選出のメカニズムを、政治・宗教的な要因と接合することで、より蓋然的な解釈の枠組みの提供が可能になると思われる。とはいえ、紙幅の都合上本稿は統計データから得られた理論的仮説を提示するに留まらざるをえず、これを個々の議員・選挙区の事例に則して検討することはできなかった。他日を期したい。

註

- (1) この点に関しては、小泉徹『ヘキリス絶対王政』再考』（『武蔵大学人文学会雑誌』第二七巻第二号、一九九六年）を参照。
- (2) D. Dean, 'Parliament and Locality from the Middle Ages to the Twentieth Century', *Parliamentary History*, 17, 1998 および仲丸英起「議令」（指昭博編『ヘンリー二世の迷宮——ヘキリスのルネサンス君主』（昭和堂、二〇一二年所収）を参照。
- (3) A.F. Pollard, *The Evolution of Parliament*, London, 1926; J.E. Neale, *The Elizabethan House of Commons*, London, 1949; W. Notestein, 'The Winning of the Initiative by the House of Commons', *Proceedings of the British Academy*, 11, 1924.
- (4) G.R. Elton, *The Tudor Revolution in Government: Administrative Change in the Reign of Henry VIII*, Cambridge, 1953; Id., 'Tudor Government: The Points of Contact. I, The Parliament', *Transaction of the Royal Historical Society*, 5th ser., 24, 1974; Id., 'Studying the History of Parliament and "The Body of Whole Realm": Parliament and Representation in Medieval and Tudor Government' in Id., *Studies in Tudor and Stuart Politics and Government*, vol. 2, Cambridge, 1974; Id., *The Tudor Constitution: Documents and Commentary*, 2nd edition, Cambridge, 1982.
- (5) S.E. Lehmberg, *The Reformation Parliament, 1529-1536*, Cambridge, 1970; Id., *The Later Parliament of Henry VIII, 1536-1547*, Cambridge, 1977.
- (6) M.A.R. Graves, *The House of Lords in the Parliaments of Edward VI and Mary I: An Institutional Study*, Cambridge, 1981; Id., *The Tudor Parliaments: Crown, Lords and Commons, 1485-1603*, London, 1985; Id., *Early Tudor Parliaments 1485-1558*, London, 1990.
- (7) J. Loach, 'Parliament: A "New Air"?' in C.H.D. Coleman and D.R. Starkey (eds.), *Revolution Reassessed: Revisions in the History of Tudor Government and Administration*, Oxford, 1986; Id., *Parliament and the Crown in the Reign of Mary Tudor*, Oxford, 1986; Id., *Parliament under the Tudors*, Oxford, 1991.
- (8) T. Vardon and T.E. May (eds.), *Journals of the House of Commons*, vol. 1, London, 1802; S.T. Bindoff (ed.), *The History of Parliament: The House of Commons, 1509-1558*, London, 1982 (以下 HPT へ略記), Appendix IV.
- (9) A. Hawkyard, *The House of Commons 1509-1558: Personnel, Procedure, Precedent and Change*, Parliamentary History Texts & Studies 12, Chichester, 2016.
- (10) Hawkyard, *The House of Commons*, pp. 1-2.
- (11) Hawkyard, *The House of Commons*, pp. 7-8.
- (12) HPT, p. ix.
- (13) 中世の国王評議会 (King's Council) は、一五三〇年代に近世的な枢密院 (Privy Council) へと変化していったとみなすのが一般的であるが、混乱を招くのを避けるため本稿では枢密院とす。表記は統一す。P. Williams, *The Tudor Regime*, Oxford, 1979, pp. 27-33 および仲丸英起『名譽への議席——近世ヘンリー二世の議会と統治構造』（慶應

ミッド・テューダー期イングランド下院議員の選出様態(仲丸)

- 義塾大学出版会、二〇一一年)、八一九頁を参照。
- (14) Hawkyard, *The House of Commons*, pp. 11-21, 79-85.
 - (15) Hawkyard, *The House of Commons*, pp. 155-158.
 - (16) Hawkyard, *The House of Commons*, p. 138.
 - (17) Hawkyard, *The House of Commons*, pp. 115-119.
 - (18) Hawkyard, *The House of Commons*, pp. 204-205.
 - (19) Hawkyard, *The House of Commons*, pp. 178-185.
 - (20) Hawkyard, *The House of Commons*, pp. 287-292, Appendix 8. また個々の議員が土地に対する権利など個人的な權益を立法によって確保する事例も一定数確認されている。Hawkyard, *The House of Commons*, pp. 292-295, Appendix 7, 9.
 - (21) 青木康『議員が選挙区を選ぶ——一八世紀イギリスの議会政治』(山川出版社、一九九七年)、仲丸『名譽としての選挙区移動様態の時系列的変遷』(『西洋史学』第二四八号、二〇一三年、一九一三七頁)を参照。
 - (22) なお、大陸のカレーにもイングランド議会への議員選出権が与えられ、一五三六年から一五五五年まで実際に議員が選出されていたが、本稿ではこれらの議員は除外している。
 - (23) 詳細については Lehmborg, *The Later Parliament*, ch. 6; Graves, *The Tudor Parliaments*, pp. 65-69; Loach, *Parliament and the Crown*, chs. 4-8; Id., *Parliament under the Tudors*, ch. 5 を参照。
 - (24) 本章では、紙幅の都合上これらの諸指標についての詳細な説明は省略する。仲丸『名譽としての議席』、同「時系列的変遷」を参照。
- (25) なお、ホークヤードの追跡調査により一五四五年の選挙でペンリン選挙区の第二位で選出されたのはウィリアム・フリートウッドである可能性が高いことが判明しているのだ。この情報も追加しよう。Hawkyard, *The House of Commons*, Appendix 6.
- (26) イングランドの都市選挙区の具体的な分類については、仲丸「時系列的変遷」二六一二七頁の表1を参照。ただし大都市選挙区に含まれるティヴァトン、ベリ・セント・エドマンズ、ベヴァリ、中都市選挙区に含まれるチユークスベリ、ハートフォード、イースト・レッドフォード、オックスフォード・ユニヴァーシティ、マインヘッド、オールバラ、サドベリ、ビュードリ、イブシャム、ポンテフラクト、リッチモンド、小都市選挙区に含まれるアマーシャム、グレイト・マロー、ウエンドーヴァー、イースト・ルー、フォウイ、セント・ジャーマンズ、セント・モウズ、トレゴニ、ベア・アルストン、コーフェ・キャツスル、ハリッジ、アンドーヴァー、クライストチャーチ、ライミントン、ニューポート(ワイト島)、ニュータウン(ワイト島)、ストックブリッジ、ホワイトチャーチ、ヤーマス(ワイト島)、ウエオブリ、クイーンバラ、クリゼロー、ニュートン、ピショップズ・キャツスル、イルチェスタ、ミルボーン・ポート、タムワース、アイ、ヘイスルミアは、当該期に下院議員選出権が付与されていない。また一五七二年以降、ウエイマスとメルコンピ・リージスでは、両都市を区別せずに合計で四名が記載された当選証書が作成されている。
- なお州選挙区のチェシヤ、大都市選挙区に含まれるウエストミンスター、チェスタ、中都市選挙区に含まれるリヴァ

ブル、ウイガン、ボストン、サイレンセスタ、リッチフィールド、ピーターズフィールド、ソールタッシュ、メイドストン、ネアズバラ、リボン、セント・オールバンズ、エイルズベリ、ドロイトウイッチ、アピンドン、小都市選挙区に含まれるブラックリー、ボツシニー、キャメルフォード、グラムパウンド、ヘドン、ミッチェル、ペンリン、ピーターバラ、サースク、ウエスト・ルー、バラブリッジ、モアペス、ニュー・ウッドストック、バンベリ、オールドバラ、キャットスル・ライジング、ハイアム・フェラーズ、セント・アイヴス、ウエールズのハーヴァーフオードウエスト、ビューマリスは当該期間中に下院議員選出権を付与された都市であり、算出対象となるのは議席が創設されて以降に選出された議員となる。もつとも、サイレンセスタとメイドストンは一度、ニュー・ウッドストックは三度議員を選出した記録が残されているが、その次の選挙で下院議員選出権を剥奪され、これ以降の当該期間中は議員を選出していない。また、ウエールズのニューバラも二度議員を選出した後、下院議員選出権を剥奪されている。

(27) 坂巻清『イギリス近世の国家と都市——王権・社団・アソシエーション』(山川出版社、二〇一六年)、第五章参照。
(28) 三類型について詳しくは、仲丸『名誉としての議席』二六〇—二七七頁を参照。

(29) 選挙が実施される間隔がその結果に影響を与える可能性は十分に考えられる。この点を考慮し、各グラフは選挙の実施間隔をほぼ反映しうるように工夫している。ただし後述するように、今回の調査期間に限っては、選挙の実施間隔とその結果の間には明確な相関関係は認められない。

(30) アーノルドはグロスタシャ、カワードンはサリ、セシルはリンカンシャの議席をそれぞれ失い、一五五三年一〇月と一五五四年四月の選挙ではいずれの選挙区からも選出されていない。チヴァートンはコーンウォールの議席を失い、一五五三年一〇月と一五五四年四月の選挙では同州内のボドミンから選出されている。

(北海学園大学人文学部准教授)

A quantitative analysis of mobility across constituencies among the Members of Parliament in mid-Tudor England

NAKAMARU, Hideki

ミッド・テューダー期イングランド下院議員の選出様態（仲丸）

This article explores the relationship between constituencies and Members of Parliament in mid-Tudor England by examining mobility across constituencies among the Members.

In the historiography, the House of Commons in the pre-1558 period has largely been unexplored due to a dearth of empirical evidences. Recently, A. Hawkyard has tried to reconstruct a picture of the institution during this period by evaluating and assessing the full range of resources, but he failed to pay sufficient attention to the issue of mobility across constituencies among members. To overcome this shortcoming, the paper elucidates the trends in the relationship between constituencies and MPs, based on a quantitative analysis.

It begins referring to the following concepts in order to set out its theoretical framework: ‘career number of constituencies’, ‘local man’s share’ and ‘share of the MPs who moved within a county’. It also correlated these with types of constituency such as English county, large boroughs, middle boroughs and small boroughs. This framework allows for a discussion of the overall trend and time-series changes of these indicators in each type of constituency.

The Conclusions are summarized in the following two points. First, about 40% of the 2,887 Members changed seats at least once during their careers, and the frequency of movement varied with the type of constituency represented. From these considerations, three types of MPs during the Elizabethan period which was extracted in author’s earlier article - that is ‘challengers for county seats’, ‘magnates of boroughs’ and ‘followers of patrons’ - can be applied specifically to mid-Tudor England. Second, a significant number of MPs were replaced or moved to other constituencies in the first and third Parliament during the Marian period. These severe mutations at a time of great political and religious upheaval suggest that candidate’s political stances to the Queen and Government had a considerable influence on elections and mobility across constituencies.